

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【日進市】							
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題							
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) 学校支援室(指導主事) ↓↑ 情報交換 外国人児童生徒が在籍する小中学校(校長・4役会) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 ⇒ 校長は、日本語初期指導が必要な児童生徒の有無を判断 ↓ 必要な場合 校長は、日本語初期指導体制を校内につくり指導室へ報告 ↓ 校長は、日本語初期指導が円滑に実施できるよう、県費の支援員が派遣されない場合、市教委に対して日本語指導員(市費会計年度任用職員)の配置を要望 市教委 ⇒校長からの要請を受け、日本語指導員(該当児童生徒の母語が分かる)を雇用し、該当校へ配置							
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)外国人児童生徒の在籍する学校において、「特別の教育課程」による日本語指導および日本語初期指導の実施体制を校内に整えるとともに、学校支援室(指導主事)と随時情報交換および協議を行い、事業の円滑な運営に努めた。 (2)外国人児童生徒の在籍する学校において、「特別の教育課程」による日本語指導および日本語初期指導の実施体制を校内に整えた。また、転入に伴い日本語初期指導が必要な児童生徒が在籍することとなった学校において、市教委と連絡及び協議を行い、指導体制を構築した。 (3)児童生徒の日本語の能力に応じた「特別の教育課程」を編成・実施し、個別の指導計画に基づいた指導を行った。 (4)「特別の教育課程」を編成・実施した学校における成果や課題等について、市教委・学校間で情報を共有した。							
3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)学校―市教委間において随時情報交換および協議を行うことにより、対象児童生徒の成長に応じた運営体制の見直しが行われ、対象児童生徒が適切な指導を受けることができた。 (2)外国人児童生徒が在籍する学校において、日本語指導の実施体制を整えることにより、日本語指導を必要としている対象児童生徒が適切な指導を受けることができた。 (3)個別の指導計画に基づいた指導を行うことにより、児童が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができた。 (4)市教委・学校間で情報共有することにより、日本語教育を必要とする児童生徒が在籍していない学校の教員に対しても、日本語指導・支援のあり方について情報提供できる体制が整った。							
本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	人 (園)	4人 (3校)	1人 (1校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		2人 (1校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)	(人 校)
4. その他(今後の取組予定等) 学校からの要望に応じて、日本語指導員を配置できるよう体制を整備していく。							

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。